

ボイラー及び圧力容器安全規則早見表

(注) 数字は、ボイラー及び圧力容器安全規則の関係条文を示す

		製造許可申請	構造検査申請	溶接検査申請	設置届	使用検査申請	落成検査申請	定期自主検査	構造規格(使用制限)	検定	性能検査申請	変更届	変更検査申請	使用再開検査申請	設置報告	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー整備業務	ボイラー据付工事作業主任者	第一種圧力容器取扱作業主任者	特別の教育
ボイラー (小型ボイラーをこえるもの)	下記以外のボイラー	3	5	7	10	12	14 (除移動式)	32 1月以内	26		38	41	42	46	11 (移動式に限る)	24	35	16 選任		
	A: 令6条第16号イからニに掲げるボイラー	3	5	7	10	12	14 (除移動式)	32 1月以内	26		38	41	42	46	11 (移動式に限る)	24				
小型ボイラー	B: 圧力0.1MPa以下で伝熱面積1m ² 以下など(令第1条第4号イからニ)							94 1年以内	法42 昭50 告示84	法44 90条の2 機検則1					91					92 取扱の業務
簡易ボイラー	C: 圧力1MPa以下で伝熱面積0.5m ² 以下など(令第1条第3号イからハ)								法42 昭50 告示65											
第一種圧力容器 (小型圧力容器をこえるもの)	下記以外の第一種圧力容器	49	51	53	56	57	59 (除移動式)	67 1年以内	64		73	76	77	81			70		62 選任	
	D: 令6条第17号に掲げる第一種圧力容器	49	51	53	56	57	59 (除移動式)	67 1年以内	64		73	76	77	81						
小型圧力容器	E: 圧力0.1MPa以下で内容積0.2m ³ 以下など(令第1条第6号イ、ロ)							94 1年以内	法42 昭50 告示84	法44 90条の2 機検則1										
簡易第一種圧力容器	圧力0.1MPa以下で内容積0.01m ³ をこえ0.04m ³ など								法42 昭50 告示65											
第二種圧力容器	F: 圧力0.2MPa以上で内容積0.04m ³ 以上など(令第1条第7号イ、ロ)							88 1年以内	法42	法44 84 機検則1										
簡易第二種圧力容器(第二種圧力容器を除く)	大気圧をこえる圧力で内容積0.1m ³ をこえるもの								法42 昭50 告示65											

ボイラー取扱作業主任者伝熱面積の合計、
令第6条第16号イ～ニまでのボイラーは伝熱面積に算入しない。
貫流ボイラーについてはボイラーの伝熱面積の10分の1を当該伝熱面積とする。
廃熱ボイラーについては、その伝熱面積に二分の一を乗じて得た値を当該廃熱ボイラーの伝熱面積とすること。

500m³以上 特級
25m³～500m³未満
(貫流ボイラーのみの場合は500m³以上を含む)
特級、1級ボイラー技士
25m³未満 特級、1級、2級ボイラー技士

ボイラー取扱技能講習修了者が取扱作業主任者になれるボイラー

A: ボイラー(令6条第16号 ボイラー(小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。))の据付けの作業)

- イ 胴の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1300mm以下の蒸気ボイラー
- ロ 伝熱面積が3m²以下の蒸気ボイラー
- ハ 伝熱面積が14m²以下の温水ボイラー
- ニ 伝熱面積が30m²以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400mm以下で、かつ、その内容積が0.4m³以下のものに限る。)

B: 小型ボイラー(令1条第4号 小型ボイラー・ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。)

- イ ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が1m²以下のもの又は胴の内径が300mm以下で、かつ、その長さが600mm以下のもの
- ロ 伝熱面積が3.5m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05MPa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ハ ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が8m²以下のもの
- ニ ゲージ圧力0.2MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が2m²以下のもの

C: 簡易ボイラー(令1条第3号 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。)

- イ ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下「伝熱面積」という。)が0.5m²以下のもの又は胴の内径が200mm以下で、かつ、その長さが400mm以下のもの
- ロ ゲージ圧力0.3MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が0.0003m³以下のもの
- ハ 伝熱面積が2m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05MPa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ニ ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4m²以下のもの
- ホ ゲージ圧力1MPa以下で使用する貫流ボイラー(管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く。)で、伝熱面積が5m²以下のもの(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が200mm以下で、かつ、その内容積が0.02m³以下のものに限る。)
- ヘ 内容積が0.004m³以下の貫流ボイラー(管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。)で、その使用する最高のゲージ圧力をMPaで表した数値と内容積をm³で表した数値との積が0.02以下のもの

D: 第一種圧力容器(令6条第17号 第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。))の取扱いの作業)

- イ 第1条第5号イに掲げる容器で、内容積が5m³以下のもの
- ロ 第1条第5号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が1m³以下のもの

E: 小型圧力容器(令1条第6号 小型圧力容器 第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。)

- イ ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する容器で、内容積が0.2m³以下のもの又は胴の内径が500mm以下で、かつ、その長さが1000mm以下のもの
- ロ その使用する最高のゲージ圧力をMPaで表わした数値と内容積をm³で表わした数値との積が0.02以下の容器

F: 第二種圧力容器(令1条第7号 第二種圧力容器 ゲージ圧力0.2MPa以上の気体をその内部に保有する容器(第一種圧力容器を除く。))のうち、次に掲げる容器をいう。)

- イ 内容積が0.04m³以上の容器
- ロ 胴の内径が200mm以上で、かつ、その長さが1000mm以上の容器